大地震など自然災害発生時の学校対応について

【想定①】『児童が学校にいるときに震度5以上の地震が発生した場合』

- ① 原則、保護者もしくは御家族にお迎えに来ていただき、直接お子さんを引き渡します。
- ② 迎えが来るまでは、学校でお預かりします。 (余震等の発生も考えられることから、お子さんを一人で帰すリスクが高いため)
- ③ 非常時の自動車でのお迎えの場合は、職員の誘導に従って駐車してください。校門の出入りや校地内の走行の際は、安全に十分御留意ください。
- ④ お子さんの引き渡しの際には、児童玄関から入り、各学級まで直接児童を迎えに行ってください。その際、「氏名・お子さんとの続柄」を職員に必ず告げてください。(多少時間を要することとなりますが、児童の安全確認のため御協力お願いします。)
- ⑤ 学校への電話はできるだけ避けてください。電話が殺到し重要な連絡ができず、対応が 後手に回ることが予想されます。なお、連絡方法については、各学級ごとの電話連絡や 市学校安全配信システムのメール配信等を活用することとします。

【想定②】『下校後あるいは在宅時に大きな地震が発生した場合』

- ① 八戸市が震度5弱以上の場合は、臨時休校とします。
- ② 八戸市が震度4以下の場合は原則出校とし、安否・被災状況を確認します。

その際、朝6時の時点で全市あるいは学区内が停電している場合は、信号機が点灯しないなど、通学路の安全確保に支障があること、及び、給食の提供ができなくなること等から、原則として「休校」とします。停電や断水がない場合は平常通り「出校」とします。

ただし、直下型地震の場合は同じ震度でも被害が大きくなることが予想されることから、被害状況に応じて対応していくこととなります。また、震度4であっても、保護者の方が登校させることが危険と感じ、休ませた場合は、欠席とせず出席扱いとします。 (保護者の判断を最優先とします)

③ 学校側の措置については、<u>電話連絡や市学校安全配信システムのメール配信等により連絡に努めますが、</u>連絡が遅くなったり、あるいはどうしても連絡がつかなかったりすることも考えられることを御了承願います。

◎想定①②をまとめた表(大きな地震が発生した場合)

想定	震度 5 弱以上	震度 4
①学校に	保護者または御家族に迎	原則、普通下校とします。教師による通学路
いる場合	えに来ていただき,直接	の確認など安全に帰れるよう対応します。
	お子さんを引き渡しま	
	す。	
②自宅に	臨時休校	原則、出校とします。ただし、保護者の方が
いる場合		登校させることが危険と判断された場合は,
		登校を見合わせてください。その後、安全が
		確認された場合は登校させてください。どち
		らも「欠席」「遅刻」扱いとはなりません。
		保護者の判断を最優先します。
②登下校	事前に家族で相談し、約束を決めておいてください。	
中の場合	例)①学校に避難する。	②自宅に戻る。
	③学校か自宅の近い方	に避難する。④事前に決めた場所に避難する。

※震度は、報道機関発表の青森県三八地方ではなく、八戸市の震度で判断します。

【想定③】『各種警報発令の場合』

- ① 原則、出校とします。「津波警報」「洪水警報」「大雪警報」のみの発表では休校となりません。
- ② 「大津波警報」,「暴風警報」や,大型台風による「暴風警報」等が発令された場合は 休校措置をとる場合もあります。
- ③ 警報の発令にかかわらず、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険と保護者が判断された場合は登校を見合わせ、安全が確保された場合、登校させてください。「欠席」「遅刻」扱いとはなりません。
- ④ 登校後に警報が発令された場合は、気象状況や戸外・通学路等の状況から判断し、授業を中止して速やかに下校させることもあります。学校で、児童を帰宅させても大丈夫と判断した場合、職員が要所について下校の措置をとる場合もあります。その場合、「学校での預かりをお願いします」と連絡をいただいた方は、学校までお迎えをお願いします。(「なかよしクラブ」へ行く児童は施設へ行くことになります。)どちらか判断に困る場合は、「想定①」の対応でお迎えをお願いいたします。下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで、学校に待機させます。

【想定④】『八戸市内に特別警報発令の場合』

児童が学校にいる場合	原則保護者引き渡しとなります。
児童が自宅にいる場合	当日は,原則として『休校』とします。

御家庭で,緊急時の家族の集合場所・避難所・連絡先等を確認しておいてください。

【学校電話番号】八戸市立明治小学校 TEL 27-3321, FAX 70-1095